

令和7年度第2回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時	令和7年10月31日(金) 午前10時から
開催場所	新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	松尾紀良 会長 石川光子 副会長 西郷直紀 委員 吉田一雄 委員 八木信男 委員 角谷美樹 委員
次第	1 開会 2 委嘱 3 会長及び副会長の選出 4 諒問 5 議事 (1) 令和8年度労働報酬下限額について (2) 労働環境モニタリング及び公契約条例に関するアンケートの実施状況について 6 その他 7 閉会
議事	(契約管財課長) それでは定刻になりましたので、ただ今から新宿区労働報酬等審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただく、総務部契約管財課長の井上でございます。よろしくお願ひいたします。本日は、令和7年度第2回目の労働報酬等審議会、また委員の皆様におかれましては、新たな任期となって初めての審議会です。会長が選出されるまでの間、事務局の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。恐縮ですが、これから座つて進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。 お手元に本日の次第をはじめ、資料を配付しております。なお、配付資料の確認は後ほど改めて行わさせていただきます。それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。最初に、総務部長より労働報酬等審議会委員の皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。50音順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でお立ちいただければと思います。 (契約管財課長)はじめに、石川光子様。 (総務部長)よろしくお願ひします。 (契約管財課長)角谷美樹様。 (総務部長)よろしくお願ひします。 (契約管財課長)西郷直紀様。 (総務部長)よろしくお願ひします。

(契約管財課長) 松尾紀良様。
(総務部長) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) 八木信男様。
八木様につきましては、先日、既に委嘱状を交付させていただいておりますので、お名前だけ読み上げさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
(契約管財課長) 吉田一雄様。
(総務部長) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) それでは総務部長から一言ご挨拶を申し上げます。お願ひいたします。
(総務部長) 皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。総務部長の鯨井でございます。新宿区労働報酬等審議会委員の委嘱にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。この審議会は、区が契約する工事請負契約、業務委託契約および指定管理協定に対しての労働報酬下限額等につきましてご審議をお願いするものです。令和9年9月末までの二年間の任期となりますが、委員の皆様におかれましては、社会経済情勢や他の自治体等の状況を考慮しながら、十分なご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。
(契約管財課長) 部長、ありがとうございました。次に、改めまして事務局から委員の皆様の紹介をさせていただきます。石川委員でございます。
(石川委員) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) 角谷委員でございます。
(角谷委員) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) 西郷委員でございます。
(西郷委員) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) 松尾委員でございます。
(松尾委員) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) 八木委員でございます。
(八木委員) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) 吉田委員でございます。
(吉田委員) よろしくお願ひします。
(契約管財課長) 審議会の委員数につきましては、公契約条例施行規則第6条によりまして、学識経験有する者2人以内、事業者2人以内、労働者2人以内を持って組織することとなっております。委員の皆様、二年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
続きまして、私ども区の職員を紹介させていただきます。まず初めに、鯨井総務部長でございます。
(総務部長) 改めまして、よろしくお願ひいたします。

(契約管財課長) 山契約係担当でございます。

(山) 山と申します。よろしくお願ひいたします。

(契約管財課長) 北山契約係担当でございます。

(北山) 北山と申します。よろしくお願ひします。

(契約管財課長) 榎本行政管理課行政管理主査でございます。

(榎本) 榎本と申します、よろしくお願ひします。

(契約管財課長) 最後になりましたが、私、総務部契約管財課長の井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に本日の配布資料を確認させていただきます。次第を一枚おめくりいただきまして、資料1が「新宿区労働報酬等審議会委員名簿」でございます。次に、資料2「令和7年度 労働報酬下限額について(答申)」次に、資料3「令和7年度第1回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要」。この議事概要につきましては、議員の皆様にご確認いただきましてありがとうございました。次に、資料4「令和8年度 労働報酬下限額の設定について」次に、資料5「令和7年度 委託契約最低賃金一覧」次に、資料6「労働環境モニタリングの実施状況について」契約管財課長：最後に、資料7「公契約条例に関するアンケートの実施状況について」以上となります。不足の資料はございませんでしょうか。もし不足の資料がございましたら、お申し出いただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか？ありがとうございます。

それでは、まず会長、副会長の選出に移りたいと思います。この選出に先立ちまして、本日の会議の定足数を確認させていただきます。会議の成立につきましては、委員6名の過半数、4名以上の出席を必要といたしますが、本日は委員の皆様全員にご出席いただいております。新宿区公契約条例施行規則第8条の規定に基づきまして、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会の会長、副会長の選出を行いたいと存じます。新宿区公契約条例施行規則第7条では、審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定めるとしてあります。委員の互選となっておりますが、前回と同様に事務局一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、僭越ではございますが、私から指名させていただきます。会長につきましては、学識経験者として委嘱させていただきました、弁護士の松尾委員に引き続きお願いしたいと思います。副会長につきましても、学識経験者として委嘱させていただきました、社会保険労務士の石川委員に引き続きお願いしたいと思います。賛成いただける方は、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

ありがとうございます。それでは、お二人がよろしければ、松尾委員には会長を、石川委員には副会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、松尾委員は会長席に、石川委員は副会長席にお移りいただきますよう、よろしくお願ひします。

ご承認いただきまして、ありがとうございました。これから議事につきましては、松尾会長に進めていただきたいと思います。松尾会長、よろしくお願ひいたします。

(松尾会長) それでは、次第に沿って進めますので、諮問について、事務局からお願ひいたします。

(契約管財課長) それでは、区長からの諮問について、総務部長からお渡しさせていただきます。総務部長、会長の前までお願ひいたします。

(総務部長)(以下、諮問文読み上げ)

新宿区労働報酬等審議会会長 松尾紀良様。

新宿区長 吉住健一。

令和7年度第2回新宿区労働報酬等審議会への諮問について

新宿区公契約条例第8条第2項の規定に基づき、下記の事項について審議会に諮問します。

諮問事項 令和8年度労働報酬下限額の設定について。

(以上、読み上げ終了)

よろしくお願ひします。

(松尾会長) ただいま区長から当委員会へ宛てられた諮問文を総務部長からいただきました。お手元に諮問文が届いていると思います。この諮問に基づきまして、答申をまとめていきたいと思います。この諮問に対する答申の検討にあたっては、労働報酬下限額の基本的事項や考え方につきまして、後ほど事務局より説明がございます。審議にあたって、よろしくお願ひ致します。

それでは、本日の議事について、事務局から説明をお願いいたします。

(契約管財課長) 事務局です。まず、諮問事項です、令和8年度労働報酬下限額について、資料に沿ってご説明させていただきます。ホチキス止めの資料4をご覧いただきたいと思います。

資料4の1ページ目、工事請負契約についてです。「1 工事請負契約(1)」は労働報酬下限額の設定にあたっての考え方を記載しておりまして、新宿区公契約条例第8条第1項第1号の規定を記載させていただいております。「区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。」というところでして、工事請負契約については、「農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価、公共工事設計労務単価を参考にして定める」というものです。

次のアです。労働者等・一人親方について考えられる方策というところで記載しております。

ですが、農林水産省及び国土交通省が令和7年2月に発表しました、東京都における公共工事設計労務単価の49職種につきましては、令和8年度の新宿区労働報酬下限額を、それぞれの単価に100分の90を乗じて得た金額とするとい

うものです。但し書きですが、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。これは、来年の2月にまた新たな公共工事設計労務単価が発表されますので、それが発表された後につきましては新たな労務単価を元にした額にするというものです。

です。農林水産省及び国土交通省が令和7年2月に発表しました東京都における公共工事設計労務単価のうち設定されてない職種が二つあります。「建具工」

「建築ブロック工」の2職種につきましては、令和8年度の新宿区労働報酬下限額を、「建具工」につきましては「内装工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価に100分の90を乗じた金額とするものでして、但し書き以下は先ほど申し上げた通りです。

1ページおめくりいただきますと、それぞれ令和7年2月に発表されました、東京都における公共工事設計労務単価に9割を乗じた金額を記載しております。

続きまして隣の3ページですが、【参考1】といたしまして、新宿区公契約条例、またその前の「労働環境確認に関する要綱」に基づく労働報酬下限額の設定状況をそれぞれ記載しております。平成22年度から26年度までは100分の80、27年度が100分の85、平成28年度以降は100分の90を乗じて得た額としているところです。

【参考2】ですが、公共工事設計労務単価に対する契約業者、これは2000万円以上の工事請負契約ですが、こちらの労務単価割合を記載しております。

105%以上が契約件数6件、100から105%が7件、95から100%が13件、90から95%が29件というような状況を記載しています。件数の隣は、それぞれの構成割合になっております。一番右ですが、100%以上が23.6%、95%以上が47.3%となっているところです。

続きまして、その下の【参考】といたしまして、令和6年4月から令和7年3月末までというところで、これは昨年度の契約の状況をそれぞれ記載しております。105%以上は8件、100から105%が10件、95から100%が29件、90から95%は42件、合計89件が公契約条例の適用対象の工事案件でした。

それで、その下ですが、労務単価割合における業種の分布というところで、それぞれの単価が105%以上の件数が8件で、右がその業種を記載しております。

100から105%につきましては、10件でそれぞれ業種を記載しております。その下が95から100%で、これは29件、90から95%は42件となっておりまして、それぞれの業種を記載しております。次のページをお願いしたいと思います。

【参考3】は、令和7年度におきます、都内の公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況というところを記載しております、それぞれ、千代田区の90%から始まりまして、台東区の90%まで記載しております。この中で、世田谷区につきましては85%、足立区につきましては前年度の95%という扱いになっておりまして、この2区は少し取り扱いが違いますが、その他につ

きましては、新宿区と同様の考え方に基づいております。

その下の＜ 説明 ＞ですが、東京都における公共工事設計労務単価で、設定されてない職種についての考え方をそれぞれ記載しております、その下の表ですが、「建具工」につきましては「内装工」を適用し、令和8年度の労働報酬下限額の案といたしました 29,700 円です。「建築ブロック工」につきましては「石工」を適用しまして、29,520 円というところを記載しております。

次の「イ 未熟練工（年金等の受給のために賃金を調整している労働者）」ですが、令和7年度と令和8年度とで大きく変わっております。昨年度の当審議会におきまして、この未熟練工、年金受給のために賃金を調整している労働者につきましては、軽作業員に 100 分の 70 を乗じて得た額としていたところですが、昨年度の審議会で、これを適用しているものがほとんどないというところをご議論いただきまして、これについては、もう設定をする必要はないのではないかという意見が多かったものですから、今回は「軽作業」に一本化しまして、この 100 分の 70 というものをやめるというところを記載しております。

5 ページの【参考】で記載しておりますが、令和7年度の他の自治体における未熟練工の労働報酬下限額の状況をそれぞれ記載しておりますが、すべての区におきまして、70%という形で設定しているという状況です。新宿区も7年度までは70%で設定しておりますが、今回の提案は、令和8年度からもうこれをやめて、軽作業員の給与という形にさせていただきたいという提案です。

では、次の6ページへお願ひいたします。「2 業務委託契約・指定管理協定」です。（1）につきましては、新宿区公契約条例第8条1項2号の規定を記載しております、「区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。」というところで、業務委託契約及び協定につきましては、新宿区職員の給与に関する条例第5条第1項第1号口に掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額、これは高卒の初任給というところです。こここの条文を分かりやすく記載したのが、その下の四角と丸で囲んだところでございまして、当該各号に定める額とその他の事情を両方勘案して定めるというところで、どちらか一方を基準とするものではないということを改めて記載させていただいております。この条例の条文に基づきまして算出した金額を、【考え方】というところで記載しております。

ですが、業務委託契約及び指定管理協定、郊外施設については除きますが、これらにおける令和8年度の新宿区労働報酬下限額は1時間あたり1,587円とするというものであります、恐れ入りますが、7ページの＜ 説明 ＞【計算式】というところをご覧いただきたいと思います。月額 194,700 円、これにつきましては、現在の行政職給料表の適用される職員が初任給として受けるべき給料月額に、10月の中旬に、特別区人事委員会の給与勧告がございまして、行政職（一）の高卒初任給の引き上げ額がもうすでに出ております。現在の給与月額に

行政職（一）の高卒初任給の引き上げ額 18,300 円を加算したものが 194,700 円となります。それに地域手当 20%をプラスしてさらに 12 ヶ月を乗じます。ここで得た数字を、年間総労働時間 1767 時間で割り返します。考え方につきましては、括弧に記載の通りでございます。分子が 2,803,680 円になりまして、分母が 1,767 時間。これを割り返しますと、1586.6893 という数字になりまして、四捨五入し、1,587 円という形で提案させていただいております。

恐れ入りますが、前の 6 ページの方にお戻りいただきたいと思います。

郊外施設の指定管理協定における令和 8 年度の新宿区労働報酬下限額につきましては、これは昨年度から考え方を変えたところですが、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額と、東京都における地域別最低賃金額の格差率に、令和 8 年度の新宿区労働報酬下限額を乗じた金額とするというものです。それぞれ、東京は 1,226 円ですので、それを分母といたします、分子は神奈川県、山梨県、長野県のそれぞれの地域別の最低賃金とします。それらを 1,226 円で割り、それに対しまして 1,587 円を乗じた金額となっております。中強羅区民保養所につきましては 1,586 円です。神奈川県は東京都と最低賃金が 1 円しか違いませんので、この下限額も 1 円違うところです。山梨県にある区民健康村につきましては 1,362 円。長野県の女神高原学園につきましては、1,373 円。これが郊外施設の労働報酬下限額として提案しているものです。

7 ページのほうにお移りいただきまして、計算式の下の説明文のところを少し説明させていただきます。新宿区労働報酬下限額は、当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額です。業務委託等につきましては、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定にあたりましては、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）1 級 19 号給をベースにしております。なお、現時点では特別区人事委員会勧告に基づく行政職（二）の引き上げ額がまだ確定しておりません。行政職（一）の引き上げ額を受けまして、行政職（二）につきまして、この後、組合交渉が入りますので、組合交渉の結果を受けまして、11 月の中旬から下旬にかけて発表される予定です。第三回審議会の開催までには行政職（二）の勧告が出ておりますので、それに基づいた計算式を改めてお示しさせていただきます。

次の段落の「また」以降でございますが、昨年度と同様に、有給休暇の取得日数について考慮いたしまして、労働報酬下限額を算出しております。有給休暇取得日数につきまして、令和 6 年度における新宿区職員の有給休暇平均取得日数 16 日を算入しております。以上を踏まえまして、令和 8 年度新宿区労働報酬下限額は、今年度より 149 円高い 1,587 円とさせていただいております。但し書き以降につきましては、先ほど申し上げました行政職（二）の勧告がありましたら、また改めまして、第三回の審議会にお示しいたします。

そのページの一番下のところにつきましては、新宿区における労働報酬下限額の推移を記載しています。令和 4 年度以降ですが、1,080 円に始まり今回提案させ

ていただいている 1,587 円までの推移をそれぞれ記載させていただいているとあります。

8 ページ目ですが、【参考 2】は東京都における最低賃金の変遷を記載しています。令和 3 年 10 月から適用された最低賃金は 1,041 円に始まりまして、令和 7 年 10 月から適用されている最低賃金が 1,226 円で、その下の欄の前年度との差額を見ていただきますと、年々引き上げ額が上がってきてているという状況が見て取れます。

【参考 3】ですが、これは令和 7 年の国の人事院勧告の主な概要でございます。(1) の特別給については省略させていただきます。(2) の月例給与につきましては、民間給与との較差-15,014 円、-3.62% を埋めるため、総合職試験（大卒程度）にかかる初任給を 12,000 円、一般職試験（大卒程度）にかかる初任給を 12,000 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 12,300 円引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置き、俸給費を引き上げ改定する。平均改定率は、1 級の係員で 5.2%、2 級の主任等で 4.2% というものです。国につきましては、高卒初任給を 1 万 2 千円の引き上げという勧告が出ているところです。

【参考 4】が東京都の人事委員会勧告の主な概要でして、(1) は特別給ですので省略させていただきます。(2) のポイントとなる部分は、2 行目から 3 行目にかけまして、類で 12,300 円の引き上げ。ここが高卒初任給です。国と同額の引き上げになります。加えて若年層に重点を置きつつ、全級、全号給について給料表を引き上げる。平均改定率は 3.4% です。

【参考 5】の方が特別区人事委員会勧告の概要でして、これも(1) は省略させていただきます。(2) 月例給については、民間給与との較差-15,014 円-3.62% を解消するため、初任給 類で 1 万 2 千円、類 18,300 円の引き上げ及び、若年層に重点を置きつつ、すべての級および号給で給料月額を引き上げるというものでして、ご覧いただきましてお分かりいただけますように、国と東京都は高卒初任給 12,300 円でした。特別区につきましては、18,300 円の引き上げになります。この 6,000 円の差がどこから出てくるのかと言いますと、現在の高卒初任給について、実は特別区は国や東京都と比べて 6,000 円安い状況です。それで、令和 7 年度の今回の人事委員会勧告でこの 6,000 円の差を埋めるというところがございまして、国や東京都は 12,300 円だったところを特別区 18,300 円になったというところがお分かりいただけるかと思います。その下の【参考 6】につきましては、後ほど説明させていただきます。

【参考 7】の方へお願ひいたします。9 ページです。令和 6 年度委託契約になります。令和 6 年度委託契約における労働報酬下限額はどれくらいだったかというところを一覧表にしてあります。リード文の 2 行目で、令和 6 年度契約案件の労働環境確認報告書を分析しますと、労働報酬下限額の平均額は 1,495 円でした。その下の表ですが、(下限額ちょうどである) 1,245 円の件数と割合、それと 1,246 円から 1,250 円以下の件数と割合、それ以降は 100 円刻みでそれぞれの件

数と割合を記載しています、一番下の欄、合計の件数が 342 件で、平均値は 1,495 円となっております。

10 ページ目ですが、それぞれ 1 時間当たりの労働報酬下限額の件数とその業種の一覧を記載しています。いろんな業種があります、例えば一番上の 1,245 円ですと、建物総合管理から、教育指導や受付までこれだけの業種がありますというところをお分かりいただけるかと思います。その下が 1,246 円から 1,250 円、件数 26 件のそれぞれの業種内訳、以下、100 円刻みでそれぞれの件数と業種内訳を記載しています。

11 ページですが、新宿区における入札状況、落札率を記載しています。令和 6 年度実績です。入札の全体で申し上げますと、工事につきましては、90.53%、委託 83.90%、物品が 86.19%。これを区長契約に限ってパーセンテージを出しますと、91.15%、87.17%、84.46%。さらに公契約条例対象のみにしますと、91.15%、87.69% というような状況になっております。その下の落札率の分析入札全体というところをご覧いただきたいと思います。落札率を 5% 刻みでそれぞれの件数と割合、それと業種を記載しています。一番下の資料ですが、主要五業種の平均落札率というところでして、それぞれ、建築、電気、給排水・空調、道路舗装、造園の五業種につきまして平均落札率を記載しております。

第 1 回の当審議会におきまして、八木委員から電気工事の落札率が低いというお話をありました。それを受けて私どものほうで、発注している施設課に理由について確認しました。なかなか明確な理由は見当たらなかったのですが、まず一つ言えることは、令和 5 年度と令和 6 年度の電気工事の落札率を見ていただくと分かるように、令和 5 年度が 78.3%、令和 6 年度 85.58% とかなり上がっております。ここで何があったかと申しますと、令和 6 年 1 月 1 日以降に発注する工事請負契約から調査基準価格を引き上げました。一定の入札金額以下ですと、一番低い金額で入札した方の落札を保留してヒアリングの対象とする低入札価格調査制度というものを設けておりまして、その対象となる金額を引き上げました。そうすると、電気工事の落札率が 85% なのは高いか、まだ低いか、という議論があるかとは思いますが、明確に 78% から 85% になりましたので、調査基準価格の設定範囲を引き上げたことによる一定の効果が出ているものと認識しております。電気工事の落札率がなぜ低いのかというところで、施設課とも協議しまして、これが明確な理由だというものはなかなか出ないところではありますが、まず発注の金額のベースで申し上げますと、新宿区も東京都や国と同様に、リビックという積算システムを用いて算出しておりますので、積算根拠に誤りはないと考えております。ただ、電気工事が安いというのは、明らかにこれだという理由はなかなかありません。設備工事につきまして、これは電気以外の他の業種も同様ですが、基本的に入札参加者を区内事業者に限定しておりますので、まずは事業者の事務所や、資材倉庫と工事の現場までの距離が近いという点が、一つあるのかなとは思っております。あと、電気工事の落札者さんに聞きますと、資材を

買い入れる先が長年の取引先であるという関係がありまして、割と安く仕入れることができるというお話をよく聞きます。こういうところで、ある程度安い価格でも入札していただいているのかなというところです。あとは、特に自家報や放送設備の電気設備工事につきましては、自社の社員ができるという工事が結構多いということで、下請けに出さずに済んでいるというところがありまして、十分、その受注者さんが利益の出る金額で、なおかつある程度予定価格より低い金額でも利益が出るというようなことをヒアリングでは聞いております。ただ、どれが落札率の低い理由だというのは、なかなか出なかったという状況です。電気工事の落札率につきましては、以上です。

次のページから、それぞれ今回、委託の落札率ごとの件数と割合、それと業種を記載しております。これも全部、契約管財課の職員が、それぞれの業種を調べて当てはめていきまして、この資料をお付けしております。13ページに行っていただきますと、物品もそれぞれ落札率ごとの件数・割合と業種を記載しております。

最後の14ページになりますが、郊外施設の考え方について改めて説明させていただいておりますが、先ほど私から申し上げた通り、令和7年度の労働報酬下限額から郊外施設については考え方を修正しまして、それぞれ地域別最低賃金の割合に新宿区の労働報酬下限額を乗じた額としておりまして、そこを説明させていただいているところです。

続きまして、資料5をご覧いただきたいと思います。A4の横使いのものです。緑色の着色されている資料です。それぞれ着色されているところが、新宿区と同様に公契約条例を制定している自治体のものです。太字になっているところが、令和7年度の労働報酬下限額です。真ん中に公契約の範囲という記載がありますが、これは条例の対象となる公契約をそれぞれ記載させていただいております。その次に右から3つ目ですが、これも第1回の審議会でご意見がありました職種別の労働報酬下限額の設定状況というものを、「あり」「なし」という形で記載しております。一番右側の備考をご覧いただきますと、職種別の下限額を設定している自治体におけるそれぞれの令和7年度の下限額を記載しております。条例制定自治体で職種別の下限額を設定しているのは、千代田区と裏面にある足立区の二区になっております。港区はまだ要綱でやっておりますので、港区につきましては、条例に基づく職種別の下限額ではないことをご理解いただきたいと思います。

新たに今回もう一つ資料をお付けしております、東京23区を除く、他の公契約条例制定自治体における労働報酬下限額における職種別の下限額を設定しているかどうかというところを調査した種類でございまして、全18自治体のうち、水色をついている　　が職種別の労働報酬下限額を設定している自治体ですが、実はこの　　の自治体の状況を確認したところ、職種別というよりは、条例で対象とする契約を絞っていることが分かりました。ごみ収集運搬の契約には

公契約条例を適用する、給食調理業務には公契約条例を適用する、ということで契約を絞ってまして、その労働報酬下限額がこのような金額になっているというところで、千代田区や港区、あとは足立区の職種別の下限額と若干ニュアンスが異なっている状況です。

申し訳ございません。先ほど、資料4の8ページについて、私の説明が誤っておりました。【参考5】の部分の数値ですが、資料に誤りがございます。よろしいでしょうか、恐れ入ります。8ページの【参考5】令和7年特別区人事委員会勧告の主な概要の(2)ですが、「月例給については、民間給与との較差」の次の括弧書きのところが、国の数値をそのまま載せておりまして、誠に申し訳ございません。ここが正しくは、14,860円、そしてパーセンテージが3.80%の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

説明については以上です。会長、よろしくお願ひいたします。

(松尾会長) ただ今、諮問事項について説明がありましたけれども、この諮問事項の説明について、質問はございますでしょうか。

(八木委員) それでは、2点ほどお伺いします。まずは軽作業員の件なんですけど、確か第1回の審議会で、やっぱり建築関係の現場で、こういった未熟練工として働く人はいないというお話だったと思います。ニュアンスとしては、未熟練工は軽作業員ではないと思います。将来熟練工になるための専門職なんだという話をしていました。そうなってくると、「未熟練工を廃止しました」「軽作業員にしました」と言いますけど、そういう議論ではなかったと思うんです。もともと未熟練工は軽作業員ではありませんし、熟練工ではないけど、専門職なんだという話ではなかったでしょうか。私のイメージとしては、熟練工の単価に7割を乗じたものが未熟練工ということだったらわかるんですけど、軽作業員に一本化というと、ニュアンスが違うんじゃないかなと思っております。その辺の考え方がどうなのかなというのを、お聞きしたいと思います。

それともう1点、職種別の下限額の件ですけど、今回、調査・分析は非常に大変な労力だったと思いますけど、調べてくださって本当にありがとうございました。よくわかりました。

それで、今例えば課長の方から説明がありましたが、職種別の下限額を例えば千代田区と足立区で設定しているということでした。23区以外の自治体のなかで例えば、国分寺市、多摩市、野田市に関しては、この業種は職種別の下限額に基づいて契約しているわけです。資料を非常に興味深く見てたんですが、例えば資料4の10ページで、労働報酬下限額の業種の分布が記載されています。前回の審議会で私が説明させてもらいましたけど、例えば、政策的に重要な業種とか、どうしても今人手不足で困っている業種とか、そこに何かあえて下限額を設定して入れていくのはどうでしょうかという話をしたと思います。その時に「例えば学校給食ですか、ビル清掃ですか、その辺はどうでしょうかね」と話をしたと思うんですが、学校給食についてこの資料4の10ページの表で見ると、

1,245 円、1,246 円以上 1,250 円以下、それから 1,251 円以上 1,300 円以下の各所に「給食調理」が入っていて、これを見て面白いなと思いました。言い方は難しいですけど、同じ「給食調理」なのにこの違いは何なんだろうなと。業者によって違う給食を提供しているのか？よほど単価の安い業者が受託しているのか？こういうのは逆に言うと、前回も申しましたけど、これから給食無償化ですか、色々な取り組みが始まっていく時に、やはり従事する人の労働報酬こそ、安定した統一的な対応というものが必要だと思いますし、それがひいては子供たちの食の安全などにつながっていくと思います。なので、もっと一本化して下限額を設定した方がいいだろうし、できるんじゃないかなと思います。あと、ビル清掃もそうですよね。清掃も同じように事業者によって金額が分かれています。私は清掃の専門ではないんですけど、よほど特殊な清掃をやってる施設があるのかなとか穿った見方ができます。こういうのも業種としてひとつの下限額を設定していったほうがいいのかなというふうな感じはしました。

こういう理由で、とりあえず 2 点だけ述べさせていただきます。

(契約管財課長)事務局です。まずは未熟練工の廃止というところです。以前は軽作業員の 70/100 といったところで設定していました。確かに吉田委員からも、もう未熟練工として働く人は現場にいないという話がありまして、それで今回、じゃあどの職種に当てはめるのかというところは正直、我々も悩みました。それでまず、70/100 よりも当然高いというのは分かりますので、まずはどこからやってみようかというところで、今回、2 ページの表でご覧いただきますと分かりますように、0 3 の軽作業員という形で設定させていただいたところです。もう 1 点、職種別の労働報酬下限額についてです。資料については確かに、うちの課の担当が全部、一件一件調査して表を作成しました。これを見ますと、確かにおっしゃる通り、同じ職種でも事業者によって下限額がばらけております。同じ業務でもどこが違うのかというのは正直申し上げまして、全部仕様書から何からチェックしないと分かりません。あと内訳書も付き合わせないと、詳細な分析というのはなかなか難しいところです。ただ、委員から今回ご指摘いただきましたので、いくつか、給食調理だったら給食調理でこの下限額が違う二つの案件を見て、どこが違うのかとか、そういうところを調査していきたいと思っております。実際じゃあどういうところを対象に比較調査をやるのが本当にいいのかなというところは、我々も正直悩んであります。

あと今一番言われているのが、例えば介護や福祉、医療、保育の分野です。これにつきましては、国で経済財政運営の改革等基本方針、いわゆる「骨太の方針」で、いわゆる公定価格が用いられております。医療、介護、福祉、保育については、国において定期的に賃金状況について適切に見直しできるような仕組みを作っていくということが、今年の骨太の方針にしっかりと明記されてますので、それらの職種について国の動向をしっかりと注視していきたいと思っております。繰り返しになりますが、例えば給食調理は確かにいくつか下限額がばらけてるところ

がありますので、どこが違ってこういうふうになるのかは分析させていただきたいと思います。今これがこうですというのは、なかなか申し上げられませんので、次回報告できるかどうかは別としまして、しっかりそこは調査していきたいと思います。例えば、ほかの業種でもいくつか単価がばらけている事例はあると思ってます。それについては、どこが違うか仕様書を見極めて、内訳書を見て、だからこの金額になってるんだ、というのを少し調査させていただきます。第3回審議会でできるかどうか、期間的に厳しいかなと思っておりますが、継続的に調査して当審議会で報告させていただきたいと思っております。

(八木委員)特に給食の無償化はもう動き出しています。非常に重要な子供たちの安全等もあるので、そこは早いスケジュールで対応をお願いしたいと思います。

(角谷委員)会長、質問ではなくて意見があるのですが、よろしいでしょうか。松尾会長: どうぞ。

(角谷委員)八木委員に切り出していました、未熟練工のところなんですが、前回の審議会で課長が、未熟練工の枠組みをなくすとおっしゃっていたのは、私は未熟練工そのものをなくすという話かなと思ったのですが、今回、軽作業員に一本化するという案を見て、どう捉えればいいのかなということをいろいろと考えてみました。この労働環境確認報告書(工事)のこの職種を書いていただくところに、そもそも未熟練工と書かれているケースはないということでしたよね。

(契約管財課長)1件ありました。

(角谷委員)それは軽作業員のことではありませんでしたか。

(契約管財課長)未熟練工です。未熟練工として1件だけありました。

(角谷委員)軽作業員はありましたか。

(契約管財課長)あります。

(角谷委員)そうなんですね。それで前回の議事録を見返したんですが、未熟練と軽作業員というものが一緒に議論されてるというところがあって、それをどう捉えればいいのかなと思ったのですが、前回のお話は未熟練工という区分をなくすという話かと思っておりました。あくまで各職の熟練工を目指す未熟練工と軽作業員のお仕事は違うのではないかということをこの間申し上げておりました。やはりそこは、改めて確認させていただければと思うのですが、国交省の設計労務単価に関する各職の説明のところで、軽作業員の仕事内容というのは大きく分けて2点あります。そして、主として人力による軽易な次の作業を行うものとして、清掃または後片付け、草むしりや散水等が書かれていました。またとして、その他各種作業において、主として人力による軽易な補助作業を行うものとあります。この を未熟練工の仕事に当てはめればよい、というところなのかもしれません。

しかし例えば、とび工で考えると、まっさらの新人として入っていらっしゃった

方も、高所作業を多分伴うでしょうし、「高所における作業について、相当程度の技能及び高度の一体条件を有し主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの」とあります。とび工で新規入職する方は高所作業を伴うものとして、安全衛生法に基づくフルハーネスの特別講習や足場の特別教育というものを経て新人として入ってくるので、軽作業員の中に当てはめるというよりは、各職の熟練工を目指す未熟練工なのではないかと思います。なので、吉田委員からお話があったように、今回、現場で未熟練工の区別をしていないということであれば、未熟練工をなくすということでもいいのかもしれません。しかし、未熟練工から軽作業員への職種変更のような形で当てはめなくても良いのではないですか。

そもそも工事の積算等で、軽作業員がどのぐらい使われているのかというところですが、国交省が示している公共建築工事標準単価積算基準の376ページほどある冊子の中で、軽作業員の扱いを6ヶ所だけ見つけまして、整理、清掃、後片付けしかありませんでした。なので、先ほどの軽作業員の仕事内容の「各職の補助的なもの」という扱いはやっぱり未熟練工とは違うのではないかと思います。未熟練工という枠組みをなくすならなくすで良いのかなと思うのですが、千代田区も日野市もないというところで、無理に軽作業員にあてはめなくともよろしいのではないかでしょうか。そういうことを皆さんにお伺いしたいなと思いました。

吉田委員はいかがですか？

(吉田委員) 私が思うには、やっぱり建設業というのは手元という人たちが必ずいるんですよね。今はもう人が少ないので、その辺がはっきり明確になっていないところもあるんですけど。実際に工事をやると、かなりの職人さんをつぎ込むようなところでは、必ず手元という人たちがいます。この間も言ったように、未熟練工という言葉はあまり現場では使いませんが、未熟練工と軽作業員というのは本当に呼び方の違いだけで、そういう単価を入れなきゃいけない工事も出てくる可能性があります。

というのも、私、今の建設会社に入る前は設計事務所に勤めていました。それで役所の値入れもしたことがあるんですけども、役所の方から「この工事の費用の何パーセント分は軽作業員の単価を入れなさい」というような指示もありました。軽作業員の扱いを役所がどう考えるかですけれども、軽作業員という区分をなくさなくてもいいんじゃないかな、とは思います。ただもうこれからは軽作業員がだんだん減っていくのかもしれないですね。

(八木委員) でもあれですよね。だいたい。区が出した書類はなかなか変更されるものではないんですけど、ここは重要なところなので、しっかり結論をつけないとダメかなと思います。

(角谷委員) 軽作業員をなくすわけではなくて、未熟練工という区別をなくすというご提案ですよね。

(契約管財課長) 事務局です。今のご議論を私なりに解釈しました。資料 4 の 5 ページをご覧いただきまして、最初の上の 3 行のところ、おそらく「未熟練工の職種の設定を廃止する」というご意見と承ったのですが、私の解釈は間違っているでしょうか。軽作業員に一本化するのではなく廃止する。そのうえでどの職種を適用するかは、逆に言うと事業者さん、元請け業者さんのはず。どれを実際に適用するのか、労務単価がどれに当てはまるのかは、元請けさんに考えていただく。そういう考え方方が一番近いのかなと思ったのですが、いかがでしょう。

(八木委員) そうなると、「軽作業員に一本化」と書いてしまうと、誤解が生じてしまうのではないでしょうか。

(契約管財課長) 「設定を廃止する」、そういうご意見かなと思いました。

(松尾会長) 「未熟練工をなくせば軽作業員になるのか」という議論と、「未熟練工をなくせば全部正規の作業員というふうになるのか」ということの議論だと思うんですけど。

(八木委員) 「軽作業員に一本化する」というは削除すると。

(契約管財課長) 廃止するという形で。それで、未熟練工という言葉がいいかどうかは別としまして、どこに当てはめるのか、逆にいうと元請けさんがどこの職種に入れるのか、労務単価の表のどこに当てはめるのか、それは元請けさんが考えるという、そういうご意見で間違ってないでしょうか。

(角谷委員) そうですね。私も「廃止」までとその後の「軽作業員に一本化する」というのは論点が別なのではないかと思っております。未熟練工という考え方があった状態で、90%まで引き上げていただくっていうことになるのかなと思っていたので、未熟練工を廃止して軽作業員の 90%に一本化するということは、その前半と後半では意味が違うのではないかということを考えました。

(契約管財課長) 事務局です。今の角谷委員からのご意見を加えますと、未熟練工の職種の設定を廃止するというご意見でよろしいでしょうか。私は間違っているでしょうか。

(松尾会長) 「軽作業員に一本化する」という表現が、「軽作業員」の職種を適用する方向へ誘導するかのような表現になっているのが問題なのではないでしょうか。

(契約管財課長) 新規で入る方であっても、軽作業員ではなくて、他に当てはまる表の職種の方もいるのではないかという角谷委員の意見だと私は理解しているのですが、間違っているでしょうか。

(角谷委員) 「廃止する」までにしていただいた方が、これまでの議論と噛み合うのかなと思います。

(契約管財課長) では、今のところは第 3 回の審議会で、また修正したものを出しします。

(松尾会長) 定義は明確になっているんでしょうけど、それを要するに拡大解釈するような形にならないような表現にするということなんじゃないですかね。

(契約管財課長) 会長、よろしいですか。事務局です。第3回の資料の方で修正したものを諮問させていただきたいと思います。

(松尾会長) 他にご意見はあるでしょうか。

(八木委員) あと一点だけ。7ページの、業務委託・指定管理協定に関して以前から述べさせていただいておりますが、の計算式で、12ヶ月とあります。今回公務員は4.9か月分ぐらい、いわゆる賞与が出るようになりましたので、賞与の分満額でいきなり16、17か月とは言いませんが、この計算式の中に、再任用の職員さんの賞与の半額分を加算する等ご検討いただきたいです。

あとは前から気になっていましたが、労働時間の計算のなかで休日を祝日休16日と年休16日と設定していますが、ここに夏休の5日が抜けているなど前から気っていました。ここをもう少し工夫していただけないかなと思います。時給を引き上げるという議論ではなくて、多分区の職員の方も夏休は5日間とられているかなと思うので、計算式を作るうえでそれを加えてほしいです。年休は厳しいと思いますけど、その辺はいろいろご検討いただけないかなというのはご意見として述べさせていただきます。

(松尾会長) どうぞ。

(契約管財課長) 今、八木委員からお話がありましたが、まずはご意見として承らせていただきます。賞与の部分でございますが、我々のほうで全部調査しましたが、他の自治体で計算式に賞与が入っているところはありません。

(八木委員) 世田谷区もありませんか？

(契約管財課長) ありません。それで、加えて夏休というところですね。これにつきましては、なかなか厳しいところがあると思っております。少なくとも職員と同じ年次有給休暇だけはもちろん16日という形でしっかり労働時間から省かせていただいておりますので、それに加えて夏休みというのはなかなか厳しいところがあるかなと思いますが、ご意見というところで承ります。

(松尾会長) よろしいですか。他にご意見ありますでしょうか。どうぞ。

(角谷委員) 質問よろしいでしょうか。資料4の11ページの落札率のところですけれども、これは令和6年度のものですね。

(契約管財課長) 落札率は令和6年度のものです。

(角谷委員) 先ほどのご説明で、令和6年1月1日から最低制限価格と調査基準価格を、70%から90%だったものを75%から92%に引き上げたということでした。それで、委託も物品も工事も結構75%未満の件数があるんですが、これらは低入札の調査対象となったということでしょうか。

(契約管財課長) おっしゃる通りでして、実は75%から92%の範囲内で調査基準価格を設定するという低入札の要綱があります。実際のパーセンテージは75%より高いものが当然出てまいります。工事で言いますと、例えば直工費ですか、現場管理費、一般管理費、共通仮設費にそれぞれパーセンテージを乗じて金額を出してまして、それが予定価格に対してどれくらいの割合なのかというと

ところで、調査基準価格というものを設定しておりますので、必ずしも 75%ではないです。ただ、これを下回った場合でも、私どもの要綱の中で、例えば全社が予定価格に対して低いというケースも実はあります。その場合は、予定額に対して 75%を下回っても、私どもは必ず事業者を呼んでヒアリングをします。それで、その落札価格で適切な履行が可能かどうか全部調査した上で落札するか決定しております。すべて 75%以下はダメだというものではありません。

あと、委託につきましては、役務を提供するものにつきましては、最低制限価格というのを設けておりまして、これにつきましては一定の割合を下回ると失格になります。物品にはそういう制限はありません。以上です。

(松尾会長) それでは、他のご意見はございますか。

(八木委員) さっきの議論の繰り返しになりますけど、落札率を見ても例えば、清掃を見ても下は 50%以上 60%未満、上は 90%以上のところまでばらけています。清掃の業界には色んな事業者がありますし、すごいところはあるでしょうけど、できれば落札率を引き上げたいですね。やっぱりこれも、業者さんたちにいろいろ話を聞いて落札決定を出すというやり方は気になりますよね。時間があれば、ぜひよろしくお願ひします。

(松尾会長) 他にご意見はございますか。

それでは、ないようですので、2 つ目の議事に行きたいと思います。2 つ目の議事は、「労働環境モニタリングおよび公契約条例に関するアンケートの実施状況について」です。それでは、事務局から説明をお願いします。

(契約管財課長) まず、労働環境モニタリングについてご説明いたします。資料 6 をご覧ください。「労働環境モニタリングの実施状況について」という資料です。

第 1 回の労働報酬等審議会におきましても、モニタリングを実施しますということはご報告させていただきました。現在、東京都社会保険労務士会様に委託しております。今年の 7 月 7 日から来年の 1 月 30 日までの履行期間で調査を実施しております。3 番で、それぞれ対象業者を記載しております。からまでは工事の業者です。からまでの 5 者、こちらは委託の業者です。工事につきましても、例えば建築工事だけであるとか偏った形ではなくて、まんべんなく色々な工事の案件について、対象事業者とさせていただいております。委託につきましても、以降ですが、測量に始まり、車両運行ですとか、総合建物管理等の委託業者ということで、いろいろな委託業者を選んでいるところです。現状を申し上げますと、と の業者が、本日までに事前提出の書類を出していただけるという状況でして、それ以外の 8 者につきましては、すべての書類を提出いただいておりまして、すでに委託先である東京都社会保険労務士会様に書類をお送りして、チェックを行っているところです。このチェックが終わりましたら、事業者さんに連絡を取った上で、現地調査ヒアリングを実施していきます。後ほど申し

上げますが、12月に第3回労働報酬等審議会の開催を予定しており、12月の労働報酬等審議会が中間報告という形になりますが、この10者に対する調査の状況を報告させていただく予定です。労働環境モニタリングの実施状況につきましては、以上です。

次に、「資料7 令和7年度 新宿区公契約条例アンケート」をご覧ください。アンケートの中身につきましては、第1回の審議会でお示しさせていただきまして、委員の皆様からいただいたご意見もすべて反映させた形で今回行っております。現時点の状況を申し上げますと、すでに100事業者さんから回答を受けているところです。労働者からのアンケートの回答は167件となっておりまして、ちなみに令和4年、令和5年度に紙形式で実施したアンケートが2カ年合計で、事業者は98件、労働者が292件でした。事業者向けアンケートにつきましては現段階で、令和4年度、令和5年度の回答件数を上回っておりますが、まだ労働者向けアンケートは令和4年度、令和5年度の回答件数の2/3という状況ですので、週が明けたら改めまして、各事業者さんにリマインドメールをお送りして、各労働者の方にアンケートへ協力してほしいという形で再度周知します。11月14日を回答期限としておりますので、12月の第3回の労働報酬等審議会におきましてアンケートの結果をグラフ形式でなるべく皆様に分かりやすい形でまとめたいと思います。多分アンケートの中には、厳しい意見も多々あるかと思っておりますが、それも全部積み隠さず報告させていただく予定です。事務局からの説明は以上です。

(松尾会長)ありがとうございました。それでは、今の事務局からの説明に対して、質問のある方はいらっしゃいますか。

(八木委員)2件ほどあります。今のアンケートを見てて思ったんですが、労働者向けアンケートの問5「現在の労働報酬等下限額の基準は、別紙の金額を参考に算出し、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示しています。このような決定方法は適切だと思いますか。」とあります。労働者についてですが、これは一般的に言うと、「国会審議で予算の決め方はこうなるんだけど、これは適切かどうか」と聞いてるようなもので、労働者に聞くには非常に難しい質問だなと思います。適切ではなくて、もっと別の表現がなかったのかなというのは私も含め反省しております。

それとあと、第1回の時の話として、メインは今年導入に向かって前向きに協議すると言っていたいわゆる連帯責任条項についてです。モニタリングの経過の結果を待たずに協議していくというのが課長の回答だと思うんですけど、スケジュール感としてはどうですか。次の第3回の開催が12月12日なんですねけれども。もちろん、さっきお話のあったように、10者の調査のうち8件が届いていて、今、社労士さんにお願いしているというのがあるんですけど。この一方でやはり、最近ニュースを見ると、例の大坂万博の不払い事件や、前回も申しましたように、例えば新宿区でも他区でも、不払い等の適切ではない公契約の処理が

あったと話を聞いております。また、セーフティネットと去年言いましたけども、セーフティネットを超えてる段階にも入っているので、まず連帯責任条項を書き込むぐらいはしておかないと。一つのストッパー的な意味でも書かないとまずいのではないかと思います。会長が前回おっしゃったように、対応する場合は条例の改正をしなくてはダメだという話もありましたけど、それも含めて、具体的な検討に入っていかないといけません。こういう案件は、出始めるとパタパタと出るのは世の常ですので。特に新宿区ではこれから大きな工事をたくさん抱えていると思いますので、その辺のスケジュール感はどうなってるか、お伺いしたいと思います。

(契約管財課長) まず、連帯責任条項につきましては、モニタリングの中で、実際に賃金台帳を全部チェックしていきます。今回、工事5件、委託5件の調査をやりますので、その中でどういう状況になっているのか、まず調査の結果を見たいと思っております。それを踏まえて、どのような形がいいのかというところを皆様にご議論いただきたいと思っております。第3回はまだ中間報告になりますので、今年度の10件につきましては、まとめ次第、委員の皆様には恐らくメールでお送りすることになるかと思いますが、それを見てまたご議論いただきたいと思っております。

アンケートの設問の仕方ということでご意見がございました。まず今回はロゴフォームでやってみようというところを最初に目的にしました。それで設問はまず令和4年度と令和5年度をベースにしました。ただ今回、八木委員のご意見もありましたし、来年度はもう少し設問を工夫して、もっと回答を引き出しやすいように工夫していきたいと思っております。来年の第1回労働報酬等審議会の前には、来年度のアンケートの設問の案も含めまして、メールでお送りいたします。それで、皆さんからメールでいただいた色々な意見を再度まとめまして、第1回の審議会でもう一度委員の皆様に確認していただいた上で、来年のアンケートを実施していくと考えております。

(八木委員) 例えば「なんとかの台帳を添付してください」とか「この報告書を出してください」というようなことをやってる自治体もあるみたいです。新宿区ではアンケートという形式をとってハードルを低くした分、設問の中身が大きく問われることになるので難しさもあるんですけど、ぜひともそこはよろしくお願ひいたします。

(契約管財課長) 委員の皆様の知見もいただきながら作っていきますので、よろしくお願いします。

(松尾会長) それでは、質問、ご意見も含めて、何かございますか。

(角谷委員) 質問ではなくて意見なのですが、よろしいですか？

2点あるのですが、モニタリングを進めていただいて、ありがとうございます。これから、その実際の結果というのが出てくる段階で、特に私の方で心配している工事の方の事業者さんの話にも当然なると思います。モニタリングは世田谷区

を参考に進めていただいていると思いますが、その世田谷の最近の状況を私のほうで伺いました。やはり概要として、工事の方がモニタリングの評価が低く、そこには現場直行直帰で労務勤怠管理が難しいという背景があります。このモニタリングは、いきなり「すごく詳細な書類をポンと出してください」という話になりますよね。それで評価が悪くなるという話があります。世田谷区が昨年度から進めているのが、全事業者を対象にしたモニタリングの前段階での社労士会による説明会です。モニタリングの評価の実情がそんなに高くないということを前提に昨年度今年の2月から始めているそうです。2回目になる今回は11月5日にやるそなんですれけど、参加業者は百社ぐらいいらっしゃるそうです。説明会のなかでは「そもそも公契約条例とは何か」とか「労働報酬下限額とは何か」、あとは「どういった書類を整備する必要があるか」ということを丁寧に説明します。それで、事前にお願いした上でモニタリング調査を実施するということで、業者さんとの関係性もとても良い形で進められているということなので、参考にしていただいて、次年度そういうことが1回でもできればと思っております。少し予算かかるのであれば、今年度から準備していただいて、説明会の開催を社労士会さんにお願いできればと思います。それによって、税務署の調査みたいにいきなりモニタリング調査を実施するのではなくて、世田谷区のように事前の説明会を通じて、事業者と一緒に作り上げるといいますか、「周知と理解を深め、条例を実効性あるものにする」みたいな形のモニタリングにするのがいいと思っています。

あと、もう一点ですけれども、今度は労働者の方ですが、こちらも周知と理解をどう広めるかというところで、渋谷区の方では「確認書付き渋谷区公契約条例に関するお知らせ」という書類で工事と委託のそれぞれについて、そもそも簡潔に「公契約条例がどういうものか」「あなたの労働報酬下限額はこれです」ということを周知しています。特に工事の方は職種によって労働報酬下限額が違いますから、『「あなたの職種はこの設計労務単価の一覧の中のこれです」と説明を受けて確認しました』と年月日とサインをもらうような形をとっているそうです。工事に従事される前にそういうことをやっていて、周知度を高める取り組みが行われてあり、他の自治体でも導入したらどうかという議論が進んでおります。周知カードを配布するだけではなくて、「自分の職種と下限額を確認しました」と一筆とていただくこの取り組みもいいのかなと思っていますので、検討いただけたらなと思います。

(契約管財課長)角谷委員から今、世田谷区さんと渋谷区さんの取り組みについて情報をいただきまして、ありがとうございます。私どものほうで今いただいた情報について、改めて世田谷区さん、渋谷区さんに確認した上で、新宿区としてどこまで取り組めるのかというところはしっかり検討して参ります。新宿区の場合、条例の対象となる業務委託契約は1000万円以上ですので、膨大な数になります。3、400件あります。工事は90件ほどあります。実際、条例の適用対象

	<p>金額が一番低いのは新宿区なので、その分だけ条例適用工事の件数、委託の件数が他区と比べて圧倒的に多いという状況です。どこまでできるのかも含めて、世田谷区さん、渋谷区さんに確認させていただきたいと思っております。</p> <p>(松尾会長) わかりました。他に何かご意見やご質問はありますか。</p> <p>(吉田委員) これは送られてくればわかるのかもしれません、事業者向けアンケートの場合は「この会社が回答する」というのが決まっています。一方で、労働者向けアンケートというのは、これは一つの件につき、何人が回答しなければならないといったことは決まっているのですか。</p> <p>(松尾会長) どうぞ。</p> <p>(契約管財課長) 1案件あたりの人数の制限は設けておりません。各事業者様の判断に委ねております。</p> <p>(吉田委員) 一人でもいいですか。</p> <p>(契約管財課長) 10人でもいいです。以前、アンケートを紙ベースで実施していた時は、郵送で送り返していただくということがありましたので、合計何人という形にしておりました。今回の各事業者に対するアンケートのお知らせにつきましては、「公契約条例の適用案件に従事されているすべての労働者の方々にアンケートを周知してほしい」という形で実施しておりますので、例えば20人従事されていれば、できれば20人全員に回答していただきたいというのが私どものお願いです。</p> <p>(松尾会長) 他に質問、ご意見はありますか？</p> <p>それでは、議論も尽きたようですので、労働環境モニタリングおよび公契約条例に関するアンケート実施状況についての審議を終わりたいと思います。それで、議事に従いますと、以上で本日の議事は終了となります。最後に事務局から連絡があるということですので、どうぞお願いします。</p> <p>(契約管財課長) 事務局です。本日は長い時間にもかかわらず、大変熱心にご審議いただき、ありがとうございました。次回は、本日の質問に基づきまして、答申内容を決めさせていただきたいと考えております。日時につきましては、12月12日金曜日午前10時から、場所は本日と同じこの部屋を予定しております。また後日、開催通知を改めまして別途送付させていただきます。また、委員の皆様におかれましては、本日のご発言のほかにご意見がある場合は恐縮でございますが、11月28日の金曜日までに、事務局宛メールまたはファックスでお申出いただきますようよろしくお願い申し上げます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。以上です。</p> <p>(松尾会長) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これで審議会を閉会いたします。皆様、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。</p>
その他	特になし